

## 西区 区域まちづくり事業 効果検証シート

事業名称			実施主体				
西区交通安全推進事業			西区自治連合協議会、西区自治推進課				
事業目的	事業内容	活動指標	R4	R5	R6		
西区自治連合協議会、行政が協働で交通事故防止啓発活動を行い、西区での交通事故を減らし、「安全・安心のまちづくり」に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通事故防止啓発活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全啓発を実施している西堺交通安全大会実行委員会への参画(負担金支出)</li> <li>・商業施設における交通安全街頭啓発 (於:おおとりウイングス)</li> <li>・自転車交通事故防止の啓発 (横断幕、のぼりを区内に設置)</li> </ul> </li> </ul>	交通安全啓発活動の回数	12	12	12		
①妥当性		②協働の視点		③インパクト		④効率性	
○	交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現のため、交通安全へ向けた取組を行うことは、西区にとって重要であり、事業を実施する妥当性がある。	○	交通安全街頭啓発は自治会と行政の協働で実施している。また、交通事故防止啓発用の横断幕・のぼりに記載する啓発内容や、区内への設置は自治会が行い、物品の製作は行政が行うなど、地域と行政が協働で事業を実施している。	△	安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、交通安全は欠かせない要素であるが、事業の性質上、地道な啓発を中心とする事業内容となり、区政におけるインパクトが強いとまでは言えない。	○	交通事故防止啓発用物品の製作では、啓発内容や、区内への設置は自治会、物品の製作は行政と役割を分担し、効率的に事業を実施することができた。また、交通安全協会への負担により、共催で事業が実施できている。
⑤自立発展性		総合評価					
○	交通安全という、すべての区民に関わる内容で、地域、交通安全協会、警察、行政が連携・協力することで、相乗効果が期待できる事業である。	○	令和6年11月から自転車の運転における酒気帯び運転と携帯電話使用等の罰則が強化されたこと、また区内では高齢者の自転車事故が発生していることを踏まえ、自転車の交通事故防止啓発を中心に事業を実施した。自治会と行政の協働で製作した横断幕・のぼりは区内約100箇所を設置され、区民に対し広く啓発を実施することができた。				
今後の方向性(課題、改善提案等)							
拡充 (継続) 見直し 廃止	交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、地域住民による主体的な取組に加え、区役所、警察、交通安全協会が連携・協力して交通事故防止に向けた取組を行う必要がある。今後も継続してより効果的な取組を進めていく。						